

## 第3期第1回 横浜市税制調査会

日時：平成28年9月16日（金）14時00分～17時15分

場所：市庁舎3階 311会議室

- |                               |             |
|-------------------------------|-------------|
| 1. 委嘱状交付式                     | 14:00～14:12 |
| 2. 局長あいさつ                     | 14:12～14:14 |
| 3. 開会                         | 14:14～14:17 |
| 4. 座長の選任について                  | 14:17～14:22 |
| 5. 諮問                         | 14:22～14:25 |
| 6. 議題                         | 14:25～16:40 |
| (1) 横浜みどり税の活用状況について<br>(現地視察) |             |
| 7. 閉会                         | 16:40       |

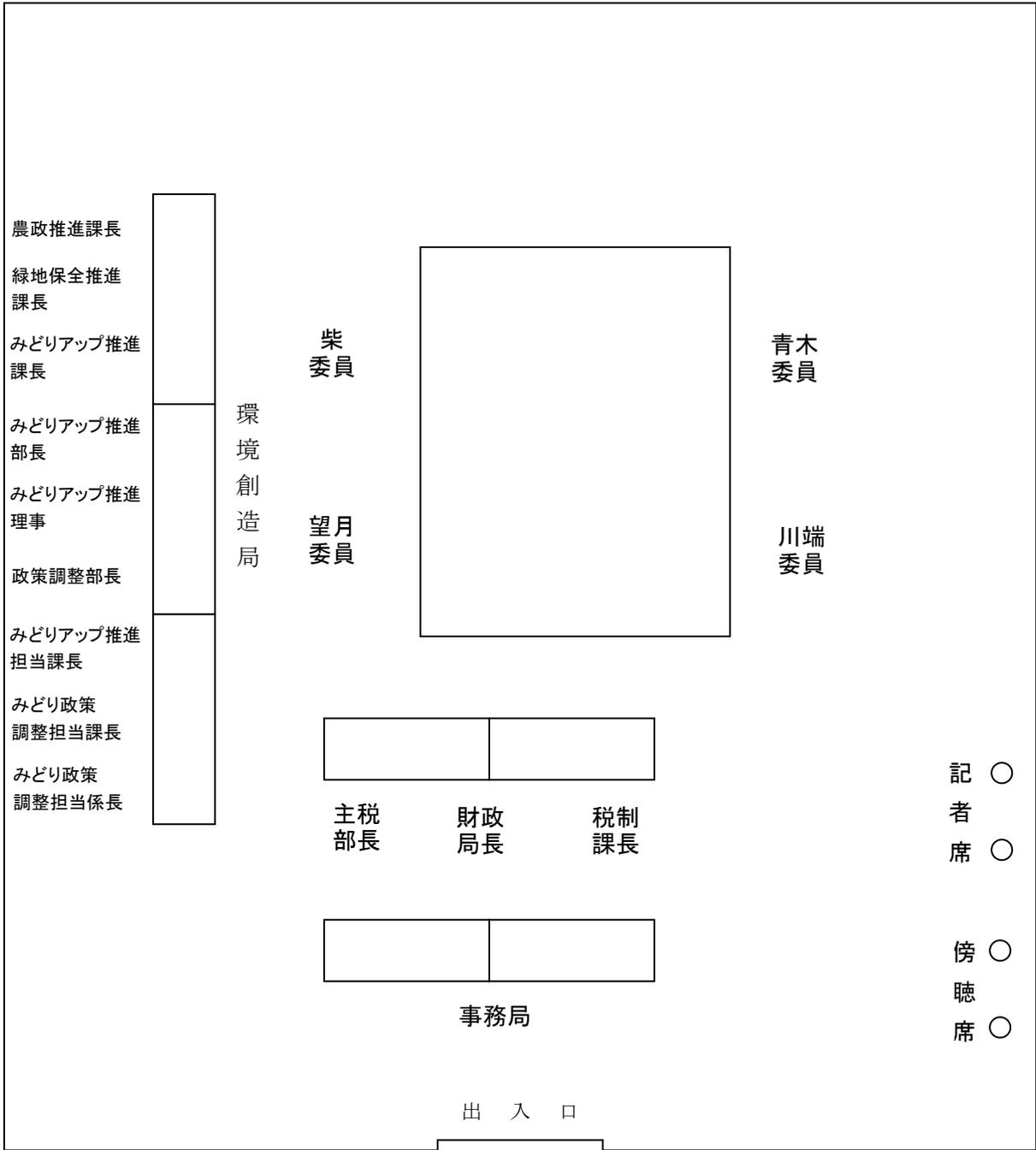
## 平成 28 年度横浜市税制調査会委員名簿

(敬称略、五十音順)

氏 名	所 属 等
青 木 宗 明	神奈川県 経営学部教授
上 村 雄 彦	横浜市立大学大学院 国際総合科学群教授
柏 木 恵	キャノングローバル戦略研究所 主任研究員
川 端 康 之	横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院教授
柴 由 花	常葉大学 法学部准教授
星 野 菜穂子	和光大学 経済経営学部准教授
望 月 正 光	関東学院大学 経済学部教授

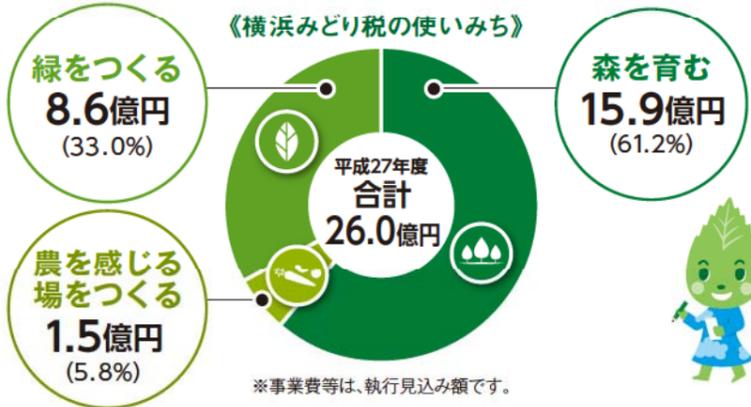
# 【第3期第1回横浜市税制調査会 座席表】

平成28年9月16日(金) 14時00分から17時15分まで  
市庁舎3階 311会議室



## 事業費と横浜みどり税の使いみち

平成27年度の事業費93.0億円のうち、26.0億円のみどり税を活用させていただきました。



### 横浜みどり税の課税方式

- 個人**  
市民税の均等割に上乗せ900円/年※  
※所得が一定金額以下で市民税均等割が課税されない方を除く。
- 法人**  
年間均等割額の9%相当額/年

## 助成制度を活用して身近な場所を緑で飾ってみませんか？

### ～民有地緑化助成のご紹介～

市では、建築物の屋上・バルコニー・壁面などに、基準以上の緑化を行う市民、事業者を対象に、緑化費用の一部(最大500万円)を助成しています。  
※助成には各種条件があります。

**募集期間** 平成29年1月31日までに申請書を提出  
詳細は [横浜市民有地緑化助成](#) **検索**



屋上緑化の助成事例



壁面緑化の助成事例

## メールマガジンに登録しませんか？

- **横浜みどりアップ計画メールマガジン**  
緑に関するイベント情報や「横浜みどりアップ計画」の進捗状況を月2回配信。
- **よこはまの森ニュースレター**  
森づくりに関する情報の発信を目的として、年に4回発行。
- **はまふんどナビ・メールマガジン**  
横浜市の地産地消に関する情報を定期的に配信。

>>>メールマガジンの登録は  
[みどりアップ](#) [メールマガジン](#) **検索**

## 横浜みどりアップ計画について もっと知ろう!!

「横浜みどりアップ計画」の取組を紹介するプロモーションビデオを配信しています。  
QRコードからご覧いただけます。▶



※ウェブページで公開しています。  
[横浜みどりアップ計画 PRビデオ](#)  
**検索**

### ●「横浜みどりアップ計画」の事業報告書及び計画書は、次の場所で閲覧できます●

- 各區役所広報相談係
- 市民情報センター(市庁舎1階)
- 環境創造局政策課
- 環境創造局のウェブサイト <http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyomidoriup/>

「横浜みどりアップ計画」について 環境創造局政策課…………… TEL 045(671)4214 FAX 045(641)3490  
「横浜みどりアップ計画」の各事業について 環境創造局みどりアップ推進課… TEL 045(671)2712 FAX 045(224)6627  
「横浜みどり税」について 各區役所税務課又は財政局税務課…[財政局税務課] TEL 045(671)2253 FAX 045(641)2775

横浜みどり税を財源の一部に活用

計画期間

平成  
26-30  
年度

# 横浜みどりアップ計画

## 平成27年度の実績(概要)



**森を育む**  
横浜自然観察の森  
(栄区)



**農を感じる場をつくる**  
田奈恵みの里(青葉区)



**緑をつくる**  
山下公園(中区)

横浜市は大都市でありながら、身近な場所に水や緑の環境があります。

市では、緑の減少に歯止めをかけ、「緑豊かなまち横浜」を次世代に継承するため、「横浜みどり税」を一部財源として活用しながら、「横浜みどりアップ計画」を進めています。

平成27年度に実施した事業の実績の一部をご報告します。



第33回

## 全国都市緑化よこはまフェア開催

### ガーデンネックレス横浜2017

2017 3.25[sat]—6.4[sun]



Garden Necklace  
YOKOHAMA  
2017

シンボルキャラクター  
「ガーデンベア」  
©ITOON/GN2017



横浜みどりアップ計画



取組の柱1



市民とともに次世代につなぐ森を育む

前年度に引き続き100ha以上の樹林地を保全!



森づくり活動団体への支援

市民の森や都市公園内の樹林で活動する団体に対して、森づくり活動を支援



専門家派遣による研修(旭区)

- 樹林地の指定: **102.5ha** (特別緑地保全地区、市民の森、緑地保存地区など) [5か年の目標: 500ha]  
※102.5haは、横浜公園約16個分の面積。
- 指定した樹林地の一部の買取り: **22.9ha** ●樹林地維持管理助成: **103件** [5か年の目標: 650件]
- 新たに保全管理計画を策定した市民の森等: 市民の森等 **3か所** / まとまった樹林地のある公園 **3か所** [5か年の目標: 市民の森等15か所、公園10か所]
- 森に関わるきっかけとなるイベントや間伐材を活用したクラフト教室等の開催: **132回実施** (参加者15,097人) [5か年の目標: 180回]

緑地保全制度による指定の拡大

特別緑地保全地区等に指定し、樹林地の保全を推進



新規指定した樹林地(金沢区)

緑地保全制度による指定の拡大

特別緑地保全地区等に指定し、樹林地の保全を推進



新規指定した樹林地(瀬谷区)

森づくりガイドライン等を活用した森の育成

生物多様性の保全や利用者などの安全に配慮した森づくりを推進



森の維持管理の様子(栄区)

森の楽しみづくり よこはま森の楽校

市内の大学と連携し、多様な環境活動や地域特性を生かした自然体験学習を実施



自然体験学習の様子(緑区)

森の楽しみづくり みどりアップ健康ウォーキング

樹林地保全への関心と理解を深めながら、健康増進を図るウォーキングを実施



ウォーキングの様子(戸塚区)

森の楽しみづくり 森の中のプレイパーク

遊びを通して森林環境を考える心を育てる環境学習を実施



環境学習の様子(中区)

取組の柱3



市民が実感できる緑をつくる

26地区で緑のまちづくりが進んでいます!



公共施設・公有地での緑の創出

各区の主要な公共施設で緑を充実させる取組を推進



区庁舎の緑化(南区)

- 地域で緑のまちづくりに取り組んでいる地区: **26地区** (うち新規4地区) [5か年の目標: 46地区]
- 保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出: **32か所** [5か年の目標: 100か所]
- 公共施設・公有地での緑の創出: **22か所** [5か年の目標: 58か所]

地域緑のまちづくり

地域の方々が主体となり、地域にふさわしい緑化を計画し実施



活動地区における緑化の様子(鶴見区)

地域緑のまちづくり

地域の方々が主体となり、地域にふさわしい緑化を計画し実施



活動地区における緑化の様子(磯子区)

民有地における緑化の助成

基準以上の緑化を行う市民・事業者に対し、緑化費用の一部を助成



屋上緑化の事例(神奈川区)

公共施設・公有地での緑の創出

各区の主要な公共施設で緑を充実させる取組を推進



道路植栽帯への緑化(港南区)

保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出

子どもを育む空間である、保育園、幼稚園、小中学校で多様な緑を創出



保育園での緑化の様子(栄区)

都心臨海部の緑花

都心臨海部で緑や花による空間演出や質の高い維持管理を集中的に展開



緑花による賑わいづくりの様子(西区)

取組の柱2



市民が身近に農を感じる場をつくる

市内の水田の約8割を保全!



- 水田の保全: **120.1ha** (うち新規承認2.5ha) [5か年の目標: 125ha]
- 農地の管理を行う農業者団体に対する支援: **718.0ha** (55団体) [5か年の目標: 680ha]
- 様々な市民ニーズに合わせた農園の開設: **4.6ha** [5か年の目標: 25.8ha]  
(内訳) 収穫体験農園の開設支援: **1.0ha**、市民農園の開設支援: **2.2ha**、農園付公園の整備: **1.4ha** (2か所)
- 地産地消にふれる機会の拡大  
直売所等の支援: **11件** [5か年の目標: 52件]、青空市の運営支援: **5件** [5か年の目標: 25件]

水田の保全

横浜に残る貴重な水田景観を保全する取組を推進



保全された水田(泉区)

企業等との連携

企業と連携し、市内産農畜産物を使用した商品開発やマルシェ等を実施



マルシェへの市内農家の参加(中区)

農景観を良好に維持する取組の支援

周辺環境と調和した良好な農景観を保全・形成



良好に維持されている農地(港北区)

市民農園の開設支援

市民が栽培から収穫までを楽しめる農園の開設を支援



特区農園(青葉区)

農園付公園の整備

継続耕作の困難な農地等を、農的な施設を主とした都市公園として整備



農園付公園の整備(都筑区)

農体験教室などの実施

イベントの開催や農体験教室など、市民が農とふれあう機会を提供



恵みの里の収穫体験(金沢区)

青空市の運営支援

市民が楽しみながら農畜産物を購入できる青空市の運営を支援



横浜中部地区の市民朝市(保土ヶ谷区)



効果的な広報の展開

みどりアップ計画の取組内容や実績について、様々な方法で広報しています。

イベントでの広報



電車やバスの広告を活用

広報よこはまの活用



横浜の森や農の恵みを体感しよう!



森に遊びにきませんか?

ウェルカムセンターでお待ちしています  
森の情報を発信し森の魅力を伝える「ウェルカムセンター」を市内5か所に設置しています。



探鳥会の様子(舞岡ふるさと村虹の家周辺)

- 寺家ふるさと村 四季の家 [青葉区]
- 新治里山公園 いにはる里山交流センター [緑区]
- 環境活動支援センター 交流スペース [保土ヶ谷区]
- 舞岡ふるさと村 虹の家 [戸塚区]
- 横浜自然観察の森 自然観察センター [栄区]

詳しくは

横浜で採れた農産物を食べよう!

収穫体験農園のご案内

市内ではサツマイモ、イチゴやナンをはじめ、様々な野菜・果物の収穫体験が楽しめます。地元の旬の味覚を味わってみませんか?



サツマイモの収穫(舞岡ふるさと村)

詳しくは

# 横浜でみどりアップを体感しよう!

## ① 森に遊びにきませんか? ～ウェルカムセンターでお待ちしています～

森の情報を発信し森の魅力を伝える「ウェルカムセンター」を市内5か所に設置しています。

- A 寺家ふるさと村 四季の家
- B 新治里山公園  
にはる里山交流センター
- C 環境活動支援センター  
交流スペース
- D 舞岡ふるさと村 虹の家
- E 横浜自然観察の森  
自然観察センター



▲新緑ガイドウォーキング  
(舞岡ふるさと村)



▲横浜自然観察の森  
自然観察センター

## ② 横浜で採れた農畜産物を食べよう!

横浜みどりアップ計画では、地産地消の取組を推進しています。あなたの身近にある直売所や青空市、収穫体験農園などで、新鮮でおいしい横浜の農畜産物を味わってみませんか?



よこはまブランド  
はま菜ちゃん

詳しくは [横浜で地産地消](#)



地産地消サポート店のメニュー例  
(カブのフルコース)



横浜中部地区市民朝市

### 5つのウェルカムセンター



横浜自然観察の森  
自然観察センター  
(栄区上郷町)

## ✉ メールマガジンに登録しませんか?

### 横浜みどりアップ計画メールマガジン

緑に関するイベントの情報や「横浜みどりアップ計画」の進捗状況を月2回配信。

### よこはまの森ニュースレター

森づくりに関する情報の発信を目的として、年に4回発行。

### はまふうどナビ・メールマガジン

横浜市での地産地消に関する情報を定期的に配信。

メールマガジンの登録はこちらから ▶ [みどりアップ メールマガジン](#)

「横浜みどりアップ計画」の事業報告書及び計画書は、次の場所で閲覧できます

- ★各区役所広報相談係
- ★市民情報センター(市庁舎1階)
- ★環境創造局政策課
- ★環境創造局のウェブサイト <http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/midoriup/>

- ◆「横浜みどりアップ計画」について ▶ 環境創造局政策課…………… TEL:045(671)4214 FAX:045(641)3490
- ◆「横浜みどりアップ計画」の各事業について ▶ 環境創造局みどりアップ推進課…………… TEL:045(671)2712 FAX:045(224)6627
- ◆「横浜みどり税」について ▶ 各区役所税務課又は財政局税務課…………… 財政局税務課 TEL:045(671)2253 FAX:045(641)2775

## 花と緑の祭典「第33回全国都市緑化よこはまフェア」を平成29年春開催!

全国都市緑化フェアを平成29年春、横浜で開催します。横浜が先進的に行ってきた緑の取組の成果をアピールし、「美しい花と緑豊かなまち横浜」を発信していきます。今後、多くの方々と連携し、協力をいただきながらフェア開催の準備を進めていきます。

平成27年6月発行・横浜市環境創造局みどりアップ推進課

横浜みどり税を財源の一部に活用

計画期間  
平成26-30年度

# 横浜みどりアップ計画

## 平成26年度の実績(概要)



泉区和泉町



みなとみらい21新港中央広場(中区)

川島町二ノ沢  
特別緑地保全  
地区(旭区)



みどりアップ計画は  
色々な緑の取組を  
行っているよ!

横浜みどりアップのマスコットキャラクター

横浜市は大都市でありながら、身近な場所に水や緑の環境があります。市では、緑の減少に歯止めをかけ、「緑豊かなまち横浜」を次世代に継承するため、「横浜みどり税」を財源の一部として活用しながら、「横浜みどりアップ計画」(計画期間:平成26-30年度)を推進しています。平成26年度に実施した事業の実績の概要をご報告します。



取組の柱1

# 市民とともに 次世代につなぐ 森を育む

- 樹林地の指定: **101.7ha** (特別緑地保全地区、市民の森、緑地保存地区など) [5か年の目標: 500ha]  
※101.7haは、横浜公園約16個分の面積。
- 指定した樹林地の一部の買取り: **18.2ha** ● 樹林地維持管理助成: **132件** [5か年の目標: 650件]
- 新たに保全管理計画を策定した市民の森等:  
市民の森等 **3か所** / まとまった樹林地のある公園 **5か所** [5か年の目標: 樹林地15か所、公園10か所]
- 森に関わるきっかけとなるイベント等: **107回実施** (参加者9,730人) [5か年の目標: 180回]

### 緑地保全制度による指定の拡大

特別緑地保全地区等に指定し、樹林地の保全を推進



新規指定した樹林地(保土ヶ谷区)

### 不測の事態による買取り希望等への対応

特別緑地保全地区等の指定地で、土地所有者の不測の事態等による買入れ申し出に、着実に対応



買取り対応した樹林地(磯子区)

### 指定された樹林地における維持管理の支援

指定した樹林地の外周部などで土地所有者が行う危険・支障樹木の管理作業の支援を実施



作業実施後の様子(港南区)

### 森の楽しみづくり よこはま森の楽校

市内の大学と連携し、多様な環境活動や地域特性を活かした自然体験学習を実施



生きもの調査の様子(泉区)

### 森の楽しみづくり みどりアップ健康ウォーキング

樹林地保全への関心と理解を深めながら、健康増進を図るウォーキングを実施



ウォーキングの様子(青葉区)

### 森の楽しみづくり 森の中のプレイパーク

子どもたちが木とふれあい、遊びを通して森林環境を考える心を育てることの出来るプレイパークを実施



環境学習の様子(瀬谷区)

### 森づくり活動団体への支援

市民の森や都市公園内の樹林地で活動する団体に対して、森づくり活動を支援



研修の様子(都筑区)



取組の柱3

# 市民が 実感できる 緑をつくる

- 地域で緑のまちづくりに取り組んでいる地区: **22地区** (うち新規6地区) [5か年の目標: 46地区]
- 保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出... **50か所** [5か年の目標: 100か所]
- 公共施設・公有地での緑の創出... **16か所** [5か年の目標: 58か所]

### 地域緑のまちづくり

地域の方々が主体となり、地域にふさわしい緑化を計画し実施



沿道緑化の様子(青葉区)

### 地域緑のまちづくり

地域の方々が主体となり、地域にふさわしい緑化を計画し実施



緑化の様子(鶴見区)

### 保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出

子どもを育む空間である、保育園、幼稚園、小中学校において、多様な緑を創出



芝生化された園庭(都筑区)

### 公共施設・公有地での緑の創出

各区の主要な公共施設について、緑を充実させる取組を推進



横浜市民ギャラリーの緑化(西区)

### 民有地における緑化の助成

基準以上の緑化を行う市民・事業者へ、緑化費用の一部を助成



緑化の様子(南区)

### 建築物緑化保全契約の締結

基準以上の緑化に対し固定資産税等の軽減を図る契約を締結



緑化保全契約を締結した緑地(旭区)

### 都心臨海部の緑花による賑わいづくり

都心臨海部において緑や花による空間演出や質の高い維持管理を集中的に展開



山下公園の緑花(中区)



取組の柱2

# 市民が身近に 農を感じる 場をつくる

- 水田の保全: **119.7ha** [5か年の目標: 125ha]
- 様々な市民ニーズに合わせた農園の開設 [5か年の目標: 25,8ha]  
収穫体験農園の開設支援: **1.5ha**、市民農園の開設支援: **2.8ha**、農園付公園の整備: **1.4ha**
- 農景観が良好に維持されている農地の面積: **704.3ha** [5か年の目標: 680ha]
- 地産地消にふれる機会の拡大  
直売所等の支援: **4件** [5か年の目標: 52件]、青空市の運営支援: **4件** [5か年の目標: 25件]

### 水田の保全

貯水機能や景観形成など多面的な機能をもつ水田を保全する取組を推進



保全された水田(緑区)

### 市民農園の開設支援

区画貸しの農園や農家の指導を受けられる農園など、市民が栽培から収穫まで楽しめる農園の開設を支援



特区農園(栄区)

### 収穫体験農園の開設支援

果物のもぎ取りや野菜収穫等、市民が地産地消を体験できる収穫体験農園の整備に対し支援



開設支援したイチゴ農園(戸塚区)

### 農景観を良好に維持する取組の支援

まとまりのある農地を保全し良好な農景観を維持する団体の活動を支援



農地縁辺部への景観植物の植栽(金沢区)

### 農景観を良好に維持する取組の支援

まとまりのある農地を保全し良好な農景観を維持する団体の活動を支援



良好に維持されている農地(神奈川区)

### 青空市の運営支援

楽しみながら新鮮な農畜産物を購入できる青空市の運営を支援



みなとみらい農家朝市(西区)

### 農園付公園の整備

継続耕作の困難な農地等を、農的な施設を主とした都市公園として整備



師岡町梅の丘公園(港北区)

## 事業費と横浜みどり税の使いみち

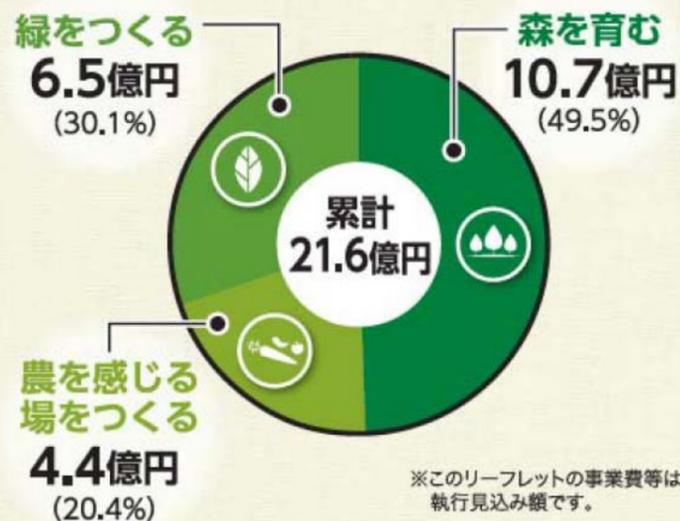
平成26年度事業費87.0億円のうち、  
21.6億円のみどり税を執行しました。

### 横浜みどり税の課税方式

個人 市民税の均等割に上乗せ900円/年\*

法人 年間均等割額の9%相当額/年

\*所得が一定金額以下で市民税均等割が課税されない方を除く。



※このリーフレットの事業費等は、執行見込み額です。

## 効果的な広報の展開

みどりアップ計画の内容や取組実績について、様々な方法で広報しています。



イベントでの広報▲



交通広告を用いたPR▲

▲広報よこはまの活用

## 横浜みどりアップ計画で農園付公園を整備しています！

横浜市は大都市でありながら、市民生活の身近な場所に水や緑の環境を有しています。この緑の環境を生かし、次世代へ引き継いでいくため、「横浜市水と緑の基本計画」に基づき、様々な取組を展開しています。平成21年度からは、重点的な取組として、横浜みどり税を財源の一部に活用しながら「横浜みどりアップ計画」を推進してきました。現在、「横浜みどりアップ計画（計画期間：平成26-30年度）」に基づき、「市民とともに次世代につなぐ森を育む」、「市民が身近に農を感じる場をつくる」、「市民が実感できる緑をつくる」を取組の柱として計画を推進しています。

環境創造局のホームページにて、みどりアップ計画の詳細や成果を公開しています。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/midoriup/>



横浜みどりアップ計画

### 農園付公園の概要



横浜市では、食と農への関心や、農とのふれあいを求める市民の声が高まっています。また、農地は、生産活動の場であるだけでなく、景観形成、遊水機能、オープンスペースとしての防災機能など、多様な機能で市民の暮らしを支えています。一方で、農家の高齢化や担い手不足、相続の発生などにより、農地を手放さざるをえない場合もあります。

そこで、土地所有者による維持管理が難しくなった農地等を、市が買い取るなどして、市民が農作業を楽しめる農園を主とした都市公園を整備します。

### 事業対象地



農園付公園の事業対象地は、農地及びこれに付帯する通路、樹林地等です。（※農用地区域を除く）

#### ◆事業対象地の条件

- (1) 敷地面積概ね 5,000 m<sup>2</sup>以上
- (2) 排水、給水、電気、公道への接道等のインフラが概ね整っている地域
- (3) 周辺貸し農園への影響を配慮
- (4) 緑の10大拠点等を中心に設定された、農園付公園の重点推進地区で整備



開園した農園付公園（旭区南本宿第三公園）

### 整備内容



農園付公園には分区園などの農体験施設を主として整備します。分区園とは、公園施設の1つで、公園内の一区域を複数の分区に割り、市民が野菜や花などを栽培することができる施設のことです。1区画は10~15m<sup>2</sup>を標準とします。

また、便所、休憩施設、用具置き場、足洗い場、水飲み、散水栓などを設置するほか、地域のニーズに応じて、遊戯施設や広場なども併設します。

#### 問合せ

横浜市 環境創造局 みどりアップ推進部

- 事業の制度について  
みどりアップ推進課  
公園緑地計画担当  
Tel 671-2712

- 具体的な場所の相談  
緑地保全推進課

（北部方面）Tel 671-3948

（南部方面）Tel 671-3442

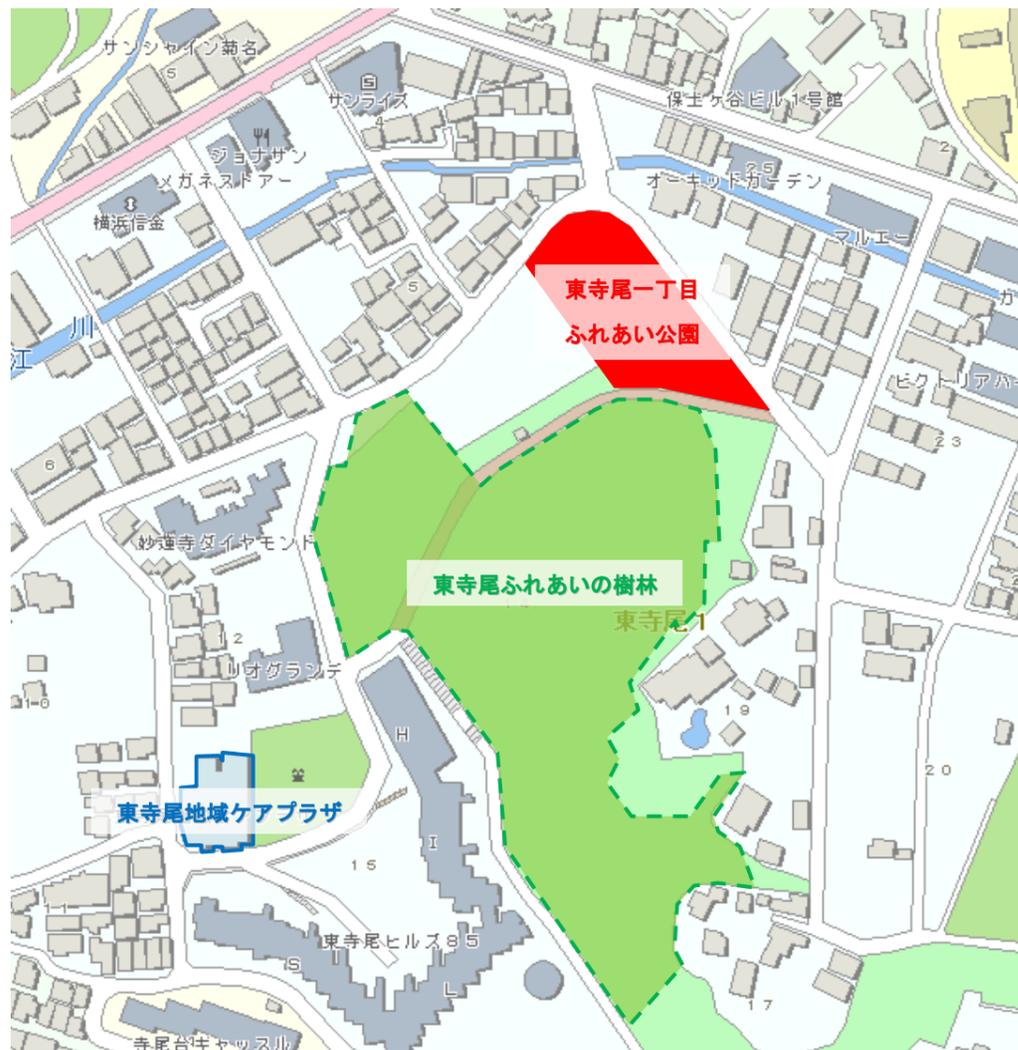


# 東寺尾一丁目ふれあい公園

## ■ 概要

規模	2,974 m <sup>2</sup> （公開済 2,583 m <sup>2</sup> +未公開 391 m <sup>2</sup> ）
種別	街区公園
公開年月日	2015（平成 27）年 4 月 1 日
住所	鶴見区東寺尾一丁目 66-1
主要施設	分区園、協働農園、多目的トイレ、倉庫、小広場
指定管理者	株式会社日産クリエイティブサービス
指定管理期間	平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで（4 年間）

## ■ 周辺図



## ■ 公園平面図



## ■ 経緯

平成 23 年 3 月	買取の申出
平成 24 年 6 月	用地取得
平成 25 年 11 月	整備工事着手
平成 27 年 3 月	整備工事完了
平成 27 年 4 月	開園・指定管理開始



# みどりアップQ

緑 × まち × 未来を考えよう

## Q まちをもっと 楽しくするには？

土を耕し、作物を育て、収穫して食べる。

家庭菜園ならではの楽しみは、大人も子供も夢中にさせます。

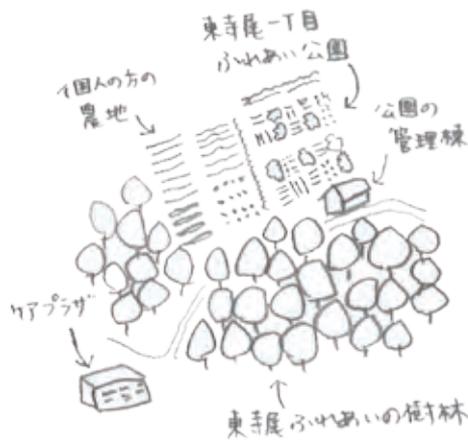
みんなが野菜作りを楽しんで、知らず知らずのうちに、

まちに新しい繋がりが生まれる。

そんな、「東寺尾一丁目ふれあい公園」をレポートします。

東寺尾一丁目ふれあい公園の  
収穫祭に集まった皆さん





### 東寺尾一丁目ふれあい公園

鶴見区東寺尾一丁目の住宅地の真ん中にある農園付公園。耕作されていなかった農地を整備して造られました。

区画貸し農園: 54区画(1区画13㎡、5,200円/年)  
協働農園: 105㎡

※トイレと倉庫がつついた管理棟あり

# 自分たちで作るのが、やっぱり一番おいしい

現在市内に4か所整備されている農園付公園のひとつ、東寺尾一丁目ふれあい公園を、横浜みどりアップ計画市民推進会議の委員が訪ねました。

取材 大竹斎子 委員

## みんなが好きなものを育てる畑

平成27年4月に開園したばかりとは思えないくらい、それぞれの畑では、大根、キャベツ、ホウレン草、白菜などが見事に育ち、収穫を待っています。「皆さんずいぶんお上手ですね。経験のある方が多いのですか?」とお聞きしたのは、この農園で初めて野菜作りを始めた夫婦。「自分でいろいろ調べるけど、皆も教えてくれるからね」とのお答えです。種から育てて、連作障害で野菜の生育が悪くなることのないよう、区画の中で作る場所を順に変えていく工夫など、知恵を絞りながら楽しんでいます。

経験がない方が利用者には多いのですが、野菜作りは初めてという方でも、周りの利用者から助言がもらえるようですし、定期的に専門家を招いての講習会も開かれていますので、どの区画も丹精込められた野菜がすくすく育っています。



区画貸し農園で野菜づくりにチャレンジしているご夫婦。



区画貸し農園で丹精込めて育てた里芋を収穫。

協働農園の里芋をみんなで収穫しました。



## 公園とケアプラザのコラボレーション

公園の一角、みんなで耕作する「協働農園」では、町内会のメンバーを中心としたボランティアの方々が、公園の管理者や地域の人たちと協力して1年を通して野菜作りをしています。収穫した野菜は「収穫祭」で地域の参加者にふるまわれます。夏の収穫祭では100名近くの参加者がジャガイモ料理に舌鼓をうち、冬には芋煮会が行われました。調理は公園から歩いて5分ほどのところにある地域ケアプラザの調理室を利用しています。ケアプラザという市の施設が近くにあることを上手に利用し、お互いの持ち味を発揮して活動の場を広げています。

## まちの「オヤジ」がゆるーく繋がる

公園は東寺尾一丁目町内の真ん中にあり、駅から遠く駐車場がないので、集まるのはほぼ近隣の方々です。「あのオヤジの畑のブロッコリーを見てやってよ、ここのオヤジはほとんど毎日来て、よその面倒も見てるんだ。このオヤジは…」と、見学している私たちに利用者の方がうれしそうに紹介してくれました。「退職後は家に居場所がないからね～」という冗談も。農園ができる前は話すこともなかった人たちが、野菜作りを通じて交流を育むことになりました。休日には、お子さんやお孫さんたちも一緒になって農作業をする姿も見られます。農園は、元気なシニアが新しい生きがいを見つけるきっかけにもなっています。地域の人の繋がりが、今の都会の暮らしに求められているものかもしれません。

## 東寺尾一丁目ふれあい公園の課題

こんなにうまくいっている東寺尾一丁目ふれあい公園でも、課題はたくさんあります。まず、区画貸し農園は1年契約で2年間の継続ができますが、その倍率は3倍と、なかなかの人気です。抽選に外れたときに、どうしたら学んだ農作業が次に生かせるかが課題です。また、収穫後に不要になった茎や葉は、燃えるゴミとして各自が持ち帰るため、たい肥としての循環が行われていません。ふれあいの樹林の有効活用もなんとかできたらなど皆が感じているものの、まだ良いアイデアは浮かびません。それに、農園の広報もまだ足りていません。などなど、これからますます、住民の知恵や協力が必要になります。



収穫祭で芋煮をつくるボランティアの皆さん。

## これからの横浜に思うこと

全国でも有数の大都市横浜は、身近に森や農地や緑を感じることのできる環境づくりに取り組み、次世代に引き継ごうとしています。進む都市化や、担い手不足、維持費の問題なども、市民と行政が協働し、横浜みどりアップ計画の後押しのもと、解決していくことが期待されます。

ここにみどり税

農園付公園の開設費  
(土地の買収、施設の整備など)



収穫祭に集まった子どもたち。野菜が苦手な子も、芋煮はべろりと食べていました。

### Q 農園付公園とは？

A 維持管理が難しくなった農地などを、市が買い取るなどして、市民の皆さんが農作業を楽しめる、農園を主とした公園です。みどりアップ計画の取組として進んでいます。

今回紹介した公園のほかに、整備されている農園付公園



師岡町梅の丘公園(港北区師岡町)



泉が丘公園(泉区和泉が丘)



南本宿第三公園(旭区南本宿町)

ほかにも市内では、収穫体験農園をはじめ、農家の指導を受ける栽培収穫体験ファームや、区画貸しタイプの農園など、色々な場所で農体験ができます。

横浜市 市民農園





新治市民の森

## 森とわたしをつなぐ場所 ウェルカムセンターに行こう 第3回

新治里山公園・にいはる里山交流センター  
(緑区新治町887)

緑区新治町には、67ヘクタールもの面積を誇る新治市民の森や、旧奥津邸などの施設がある新治里山公園があります。

公園内の「にいはる里山交流センター」では、新治の自然や里山文化のパネル展示、観察会や里山体験教室等を行っています。また、団体で利用する時の相談や解説なども行っています。

詳細はホームページか、センターまでお問い合わせください。

### にいはる里山交流センター

電話：045-931-4947 FAX：045-937-0898

開園：9時～17時(入園は16時30分まで)

休園日：第4月曜日(月曜日が祝日の場合はその翌日の火曜日)、年末年始

アクセス：JR横浜線十日市場駅南口から徒歩15分 または

東急田園都市線青葉台駅からJR横浜線十日市場駅より

横浜市営バス23系統「三保中央」行

「杉沢」バス停下車徒歩6分(1時間に1本のみ)

※駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください。

ホームページ <http://www.niiharu.jp/>



旧奥津邸

## 第33回 全国都市緑化よこはまフェアのご紹介

平成29年3月25日(土)～6月4日(日)まで、全国都市緑化よこはまフェア(愛称:ガーデンネックレス横浜2017)を開催します。

花や緑にあふれた歴史のある港町の風景を皆さんに体感していただけるよう、「山下公園」や「横浜公園」、「日本大通り」などの港エリアの会場を、季節の花々で彩ります。また、よこはま動物園ズーラシアに隣接する「横浜動物の森公園 植物公園予定地」では、大都市でありながら緑が多く残っている横浜の特徴を生かした、森の様々な楽しみ方を体験できます。

なお、1年前イベントとして、花や緑を使ったワークショップやステージイベントを、平成28年3月27日(日)にクイーンズスクエア横浜クイーンズサークルほかで開催します。

問合せ 環境創造局全国都市緑化フェア推進課

Tel:045-671-3789 Fax:045-663-0027 ホームページ <http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/ryokkafair/>



Garden Necklace  
YOKOHAMA  
2017

▲ロゴマーク



▲シンボルキャラクター  
「ガーデンベア」

### 横浜みどりアップ計画とは?

緑豊かな環境を将来に残すために、市民の皆さんと一緒に緑を守り、つくり、育てていく計画。財源の一部として、「横浜みどり税」を活用しています(個人市民税均等割に年間900円、法人市民税に均等割の9%相当額を上乗せ)。計画書は、環境創造局ホームページ、区役所広報相談係や市庁舎1階市民情報センター、環境創造局政策課で閲覧できます。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/midoriup/>



横浜みどりアップ計画

### 横浜みどりアップ計画 市民推進会議とは?

横浜みどりアップ計画について評価、提案、市民への情報提供をする、市民参加の組織です。

市民推進会議



### みどりアップQとは?

みどりアップQの「Q」は「みどりアップをもっと知る、なぜなに?(クエスチョン)」と、「緑のある暮らしの質(クオリティー)を考える」。市民目線でみどりアップ計画を探っていく市民推進会議のレポートです。

### みどりアップQ 第6号

(市民推進会議広報誌 第26号) 平成28年3月発行  
編集:横浜みどりアップ計画市民推進会議 広報・見える化部会  
発行:横浜みどりアップ計画市民推進会議事務局

### 問合せ

横浜市環境創造局政策課(事務局) 〒231-0017 横浜市中区港町1-1  
Tel:045-671-4214 Fax:045-641-3490  
E-mail: [ks-mimiplan@city.yokohama.jp](mailto:ks-mimiplan@city.yokohama.jp)



横浜みどりアップ計画（計画期間：平成 26－30 年度）  
**地域緑のまちづくり事業のあらまし**



● 地域緑のまちづくり事業とは

地域緑のまちづくりとは、地域が主体となり、住宅地や商店街、オフィス街、工場地帯など様々な街で、地域にふさわしい緑を創出する計画をつくり、市民との協働により緑化を進めるものです。

「緑や花でいっぱいの街をつくりたい」という地域の皆様の思いを提案していただき、選考を受けていただきます。その選考を通過し、市と協定を締結した団体には、その計画に基づき、緑化整備や、維持管理活動などの費用が助成されます。

**Q. 応募する要件は？**

**A. 以下の条件を全て満たす団体で、応募していただく必要があります。**

- ① 提案場所又はその近隣に居住する方、勤務する方又は土地や建物等を所有する方を含む 5 人以上の団体であること（協定締結までに 10 人以上の正式な団体を結成する必要があります。）。
- ② 提案内容を自らが主体となって行う意欲があること。

● 主な助成内容

項目	対象経費	助成率
1 民有地の緑化費	設計等経費	100%以内
	緑化整備に係る工事費	90%以内
2 景観木の保全費	景観木の診断、治療、環境整備費 等	100%以内 (上限あり)
3 地域の緑化活動費	維持管理活動や、研修・広報活動経費 等	100% (上限 100 万円/年)

1～3 を合わせて年間 500 万円×3 年が上限 です。最低限度の制限はありません。

● 緑化事例集

**みどりのまち並みをつくる**



お揃いのプランターでの緑化



住宅のよう壁での緑化



道路沿いで緑化

**花と緑を通じた交流を楽しむ**



地域のみんなで花苗の植え替え



地区内でオープンガーデン



花と緑の講習会の開催

# ～ 地域緑のまちづくり事業の流れ ～

計画の提案から協定の締結、協定の有効期間（助成金の交付期間）は約3年間です。

## 応募者（団体）がすること

## 横浜市からの支援

事前準備

### ① 計画提案づくり

いろいろなアイデアを出し合ひましょう。  
緑が好き＆自主的に活動できるグループで Let's チャレンジ!!

提案募集開始!

### 計画づくりの支援①

専門家による相談会などの講座、事業説明会を開催

地域緑化計画の提案（約6か月間）

### ② 応募申込

#### (1) 1次提案

みなさんのアイデアをまとめて提案しましょう  
応募内容に不備がないように事前に確認を。

1次選考 合格!

#### (2) 2次提案

一次選考の結果を元に、計画内容をより具体化し提案

2次選考 合格!

### 計画づくりの支援②

専門家による相談会や、街歩きなど、計画を具体化する支援

協定の締結

### ③ 協定締結

地域緑化計画書、団体規約、役員名簿を提出します。

協定締結後



地域の緑化整備（約3年間）

### ④ 提案の実現に向けての活動のスタート!

- ・ 民有地の緑化整備
- ・ 地域の皆さんでの緑の維持管理活動
- ・ 緑や花の研修会の開催 等

協定期間終了後

### 助成金の交付

緑化整備費や、維持管理活動費等に対し、1年あたり最大500万円の助成

### ⑤ 地域の自立した活動によりさらにみどりアップ

問合せ先 環境創造局みどりアップ推進課

電話：045-671-3447 F A X：045-224-6627 E-mail：ks-ryoka@city.yokohama.jp

## 北寺尾地区の計画づくり

### ●地区の特性

北寺尾地区は、北寺尾交差点を中心に東は稲荷神社前から、西は響橋（横浜市認定歴史建造物）を経て東寺尾に至る約1 kmの国道1号に沿ったエリアです。

かつてこの地区は、起伏のある地勢で、大きな松が点在する里山が広がっていました。現在では国道沿道は「近隣商業地域」に指定され、国道の利便性を利用した店舗や事業所、学校等が並んでいます。一方では住宅もあり、商業計地域と住宅地域が一体となっているのが特徴です。

北寺尾地区のある鶴見区は、横浜市の中でも最も東に位置し、国道1号では東京から横浜市の入口であり、桜の名所である三ツ池公園の入口にも位置付けられます。

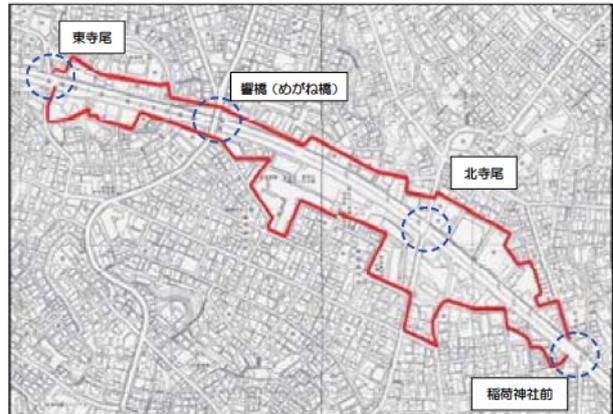
### ●地区の緑の課題

本地区の国道1号沿道は、歩道が狭く、街路樹がありません。また沿道の学校や商業施設は、これまでも、個々に緑化に取り組んでおりましたが、その施設によりそれぞれ緑化への関心が異なっていたため、まち全体の景観を考えた沿道の緑とはなっていませんでした。

そこで本地区では、沿道の事業者と住民を中心に一体感のある街の景観としての緑をつくることを目指します。また、緑をつくることで、様々な立場の人が、緑を楽しみ再び訪れたいくなるような、魅力ある地域を創ることを目指します。

### ●地区の諸元

- 地区面積 約 10.2ha
- 事業所数 32 か所
- 用途地域 近隣商業地域  
第一種住居地域  
第一種低層住居専用地域  
第二種中高層住居専用地域



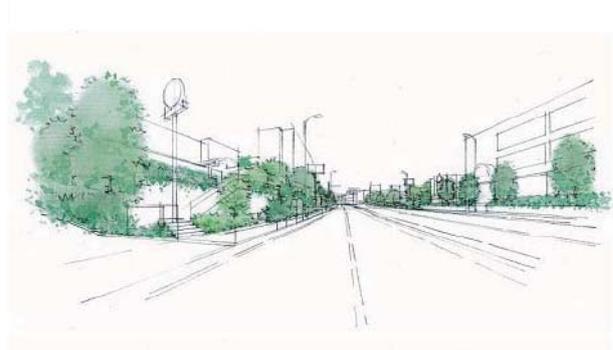
対象地域図



○店舗と事業所が立ち並ぶ北寺尾交差点



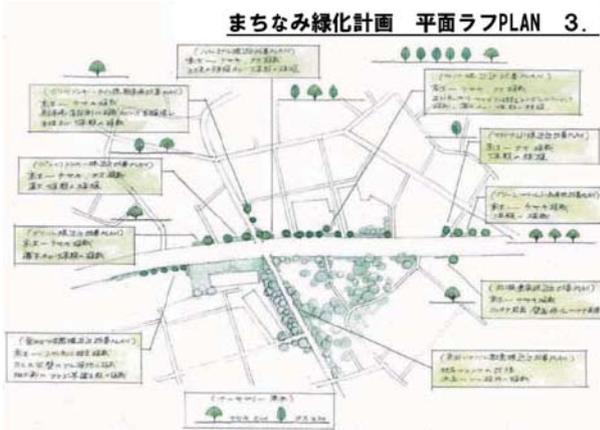
○街路樹のない国道1号の沿道



○一体感のある緑化完成イメージ図

### ●計画策定のプロセス

北寺尾地区のみどりを増やしていくことについて有志で検討を始めました。その後、会の設立のための発起人会議、行政との協議を行い、概ね月に一回のペースでの準備会を開催してきました。会の設立後には役員会議と全体会を重ねてきました。



### バーミヤン様近辺改善PLAN 11.

- ・ まちなみのコーナーにケヤキを植栽し、緑の止メとつながりを演出し。ライフ側はクスの植栽においてまちなみの連続性をつくりだす。
- ・ 駐車場の止メとしてクスを植栽し、ライフ駐車場側へのつながりとする。
- ・ 既存生垣を補植し植栽のレベルを上げ緑量を確保する。
- ・ 足元植栽はヘデラカナリエンレスとし、ライフ側からの連続性を演出。



### ●会の特徴

鶴見「みどりのルート1」をつくる会は、北寺尾地区の国道1号（第二京浜）沿いの住民、商業系や教育機関の事業者という異なる立場の個人や組織が、沿道の緑化からまちづくりをするという志を共有して取り組んでいるところが大きな特徴です。会は、会員相互に協力し、地域緑のまちづくりの主体として、創意工夫し、みどり豊かで快適な魅力ある「鶴見みどりのルート1」づくりを推進することを目的としています。

### ○地域まち歩きの手



### ○会の設立総会



### ○HPの開設 (<http://tsurumimidori-r1.jp/>)

### 鶴見「みどりのルート1」をつくる会



## 北寺尾地区 地域緑化計画

### (1) 緑化計画の方針：みどりのルート1宣言

幹線道路沿道の民有地に、みどりの中で憩うことができる持続可能で生物多様性の植栽ゾーン、「みどりの拠点」をつくります。また、それらを繋いでいくことを「沿道里山」と名付け、北寺尾地区を「みどりのルート1」にしていきます。

緑化計画から実施にあたっては、事業者、居住者、行政が協働し、連携を図りながら推進していきます。併せて、みどりを育てることで子どもたちが自然の大切さを体得することを目指します。この沿道地域の緑化計画が、公共性の高い国道1号で展開することによって大きな広報となることを意識し、「沿道における緑化」の一つのモデルとなることを目指します。

### (2) 計画のテーマ（みどりのルール）

みどりのルート1宣言の実現に向けた、具体的に計画のテーマ（みどりのルール）です。

#### ①みどりの拠点をつくる

北寺尾地区の沿道に、まとまったみどりを確保するために「みどりの拠点」をつくり、その実現を目指します。

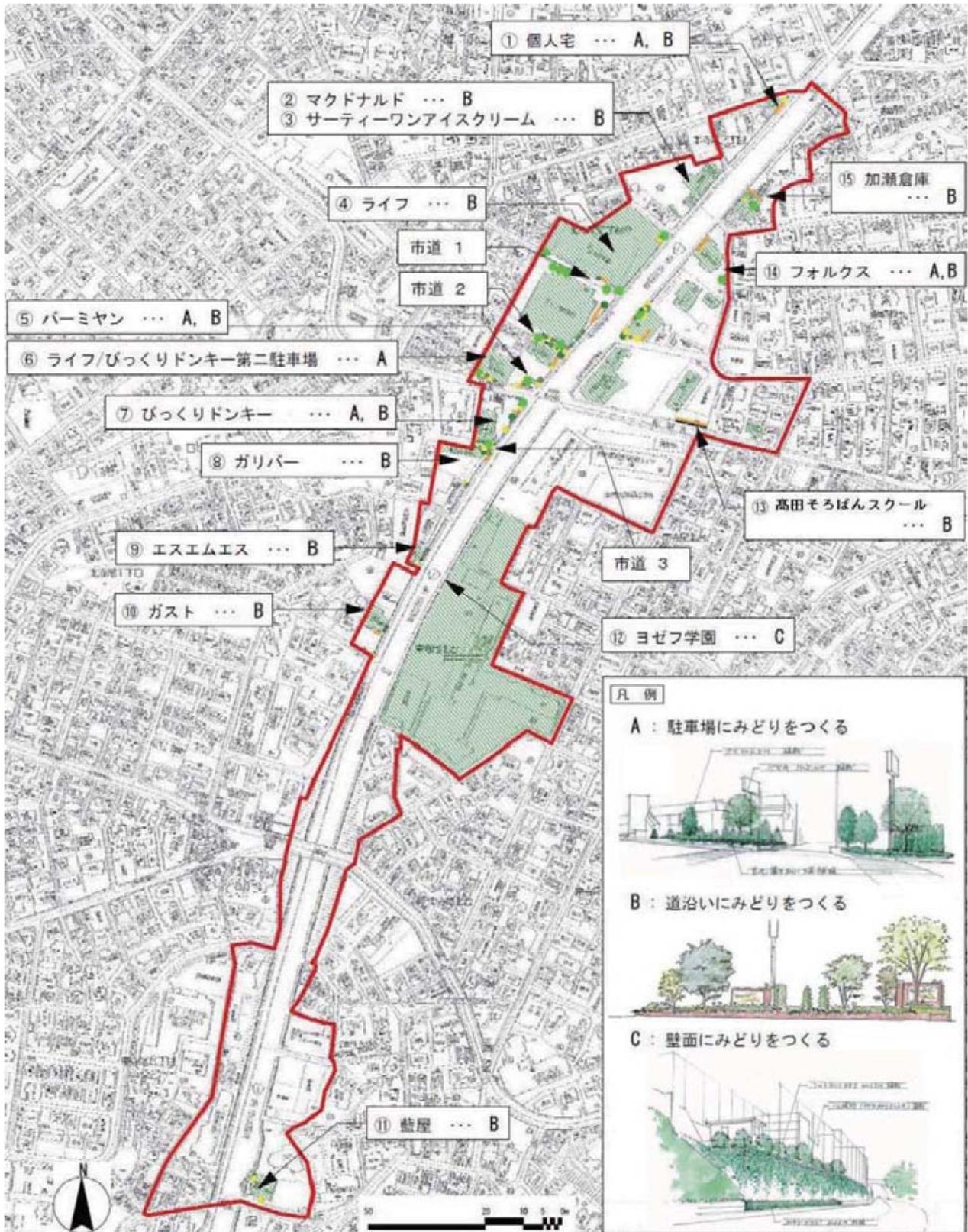
- ・国道1号沿いの商業施設の敷地、北寺尾交差点横浜市道沿いに植栽スペースを作ります。
- ・国道沿いのコンクリートの長い壁など、まちの景色で重要な位置にあたるには、みどりの量を確保してみどり豊かな景色をつくります。
- ・既に駐車場や作業スペースとなっている場所にも可能な限り、植栽スペースを増やし、安らぎの場をつくることに取り組みます。
- ・植栽は、地区内に連続するみどりの効果を出すために、多くの居住者や事業者に参加を呼びかけ、みどりを繋いでいきます。また、統一感を図るため、ケヤキとクスノキをシンボルツリーとします。
- ・エリア内にある公有地（横浜市道）の緑化に向けて、協議を行っていきます。

#### ②みどりを楽しむ

みどりの拠点は、道路にみどりの景観をつくり、それを行き交うときに楽しむほか、作られたみどり自体にふれて楽しんでいきます。

- ・季節の変化、生き物とのふれあえる種類の植物を導入して、地域の住民や商業施設に訪れる人、またそこで働く人、など様々な立場の人とともにみどりの楽しみを味わいます。
- ・花やみどりの木陰を、沿道を歩く人が気軽に休める場所となるようにしていきます。
- ・みどりを楽しむイベントや、勉強会、観察会を開いて、花とみどりを守り育てる活動の参加者の輪を広げていきます。
- ・勉強会や観察会の記録は、定期的に広報していきます。これにより、他の地域との連携や、広い地域から見た地区のみどりの現状、また生き物の実態を知り、その結果を今後のみどりの維持管理活動へ反映させていきます。

地域緑化計画図



# 北寺尾地区 緑化整備前後の写真

## バーミヤン



## びっくりドンキー



## ガリバー



## SMS 北ウイング



## ガスト



## ヨゼフ学園





# 横浜市の主な緑地保全制度

制度名	法による制度		横浜市の条例等による制度		
	特別緑地 保全地区	近郊緑地 特別保全地区	市民の森	緑地保存地区	源流の森保存地区
概要	まとまりのある貴重な緑地を法指定により永続的に保全する制度です	首都圏の特に良好な緑地を法指定により永続的に保全する制度です	山林所有者の方々との契約により市民の憩いの場として緑を守り育て、利用させていただく制度です	市街化区域に残る身近な緑を保全する制度です	市街化調整区域に残る良好な樹林地を保全する制度です。
根拠法令	都市緑地法	首都圏 近郊緑地保全法	緑の環境をつくり育てる条例		
			横浜市市民の森設置事業 実施要綱	横浜市緑地保存事業 実施要綱	横浜市源流の森保存事業 実施要綱
対象	市内全域	市内全域 (近郊緑地 保全区域内)	市内全域	市街化区域	市街化調整区域
基準	概ね1,000㎡以上の、一団の良好な自然環境を形成する緑地	近郊緑地保全区域の緑地で、樹林地等に類する土地が良好な自然環境を形成し、相当な規模の広さを有している土地	概ね2ha以上 公開可能な樹林地を中心とする一定の区域	500㎡以上 一団の樹林地 (原則として山林課税地)	1,000㎡以上 一団の樹林地 (原則として山林課税地)
指定期間	都市計画決定 永年指定		市民の森契約 契約期間10年以上	緑地保存契約 契約期間10年以上	源流の森保存契約 契約期間10年以上
土地所有者や契約者への優遇措置等	①固定資産税評価額が1/2 ②相続税評価額8割減(山林及び原野) ③相続税の延納利子税の割合が、引き下げられる場合あり ④行為の制限を受けることにより土地の利用に著しい支障をきたす場合、その土地を買入れる旨申し出ることが可能(譲渡所得2,000万円まで控除の場合あり。)		① 固定資産税・都市計画税を減免 ② 緑地育成奨励金を交付 ③ 契約更新時に継続一時金を交付 ④ 不測の事態が生じた場合は土地の買取相談に対応	① 固定資産税・都市計画税の減免(奨励金措置の場合あり)。 ② 契約更新時に継続一時金を交付 ③ 緑地相談制度あり	① 固定資産税の減免 ② 契約更新時に継続一時金を交付
管理形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則所有者による管理</li> <li>樹林地維持管理に係る助成制度あり(ただし、市民の森との重複指定の場合は、市民の森の管理形態を適用)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として所有者の管理(樹林地維持管理に係る助成制度は対象外)</li> <li>開園後は、散策路や広場などの管理は事業者への委託で対応し、清掃や巡視は市民の森愛護会にお願いしています</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所有者の管理</li> <li>樹林地維持管理に係る助成制度あり</li> </ul>	
指定区域内の行為制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>区域内での土地の形質の変更、樹木の伐採(管理行為を除く)、その他緑地の保全に影響を及ぼす恐れのある行為は禁止</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>木竹の伐採(危険木除去等の管理行為は除く)、開発、土地の形質の変更等は原則として禁止</li> <li>所有権の移転や権利設定をする場合には、市長と協議(協議申出書)が必要</li> </ul>		
制度の問い合わせ先	<b>環境創造局緑地保全推進課</b> 電話 045(671)3534,2625,3948				



## 柏町市民の森の概要

1. 名称 柏町市民の森(柏町特別緑地保全地区)
2. 所在地 旭区柏町 107 番1ほか7筆
3. 面積 約1.9ha(指定面積、平成 24 年 12 月)
4. 用地所有者状況  
18,710m<sup>2</sup>(うち市有地 9,970m<sup>2</sup>、民有地 8,740m<sup>2</sup> 1人)公簿
5. 主な施設  
散策路、広場、野外卓2基、外周柵、デッキ、案内板
6. 設置の経緯  
平成 24 年 12 月 市民の森に指定※旭区で6番目、市内 39 番目  
平成 25 年 1 月 25 日 告示(仮称)柏市民の森  
平成 25 年 7 月 5 日 都市計画決定(柏特別緑地保全地区)1.9ha  
平成 27 年 8 月 市民の森愛護会結成(結成届提出済)  
※南まきがはら自治会を中心に結成、周辺のさちが丘  
原自治会、緑ヶ丘自治会、横浜善部団地自治会、柏  
町第一自治会、秋草自治会から賛助役員として参加  
平成 27 年 9 月 1 日 開園  
平成 27 年 9 月 11 日 開園式(愛護会主催)

# 柏町市民の森

柏町市民の森は、住宅地に残された貴重な緑を守り育てながら、身近な自然に親しむことのできる樹林です。日々の散策や憩いの場として、ご利用ください。みなさまが気持ちよく過ごせるよう、フィールドマナーを守ってください。利用時間は日の出から日の入りまでです。

## フィールドマナー



ペットはつないで  
Keep Pets on Leash



まわりの人に迷惑  
をかけないで  
Avoid Disturbing Others



動植物を大切に  
Do Not Damage Plants or  
Disturb Animals



生きものを捨てない  
放さない  
No animals in



火気を使わないで  
No Open Flame



ボール遊びは  
しない  
No ball games



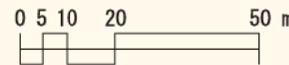
ごみは持ち帰ろう  
Take Your Trash with You



道からはずれない  
Don't stray from the path/road

所 在：旭区柏町107番地1  
面 積：約1.9ha  
問合せ先：tel 045-311-2016  
横浜市北部公園緑地事務所

- 常緑針葉樹林
- 落葉広葉樹林
- 林縁の草地
- シダの群生地
- 樹林保護区  
動植物を大切にすため保護  
区を設けました。立入り禁止です。



## 樹林地の主な木

### スギ



樹皮は赤みを帯びた褐色で縦にやや細く割れます。葉は1cm程の針形で少し湾曲し枝にらせん状につきます。実は卵型で秋に熟します。幹が直立していることから「す(直)き(木)」となり、スギとなりました。

### ヒノキ



樹皮は赤みを帯び、スギよりやや広く縦に割れます。うるこ状の葉はサワラとよく似ていますが裏面に白いY字形があることで区別ができます。日本の建築材としては最高級のものとして扱われています。

### コナラ



木肌は灰色で、縦にしわが不規則に走ります。幹はキノコのホダ木や薪に用いられ、炭にも加工されます。1年に80cmほど成長し、春に花を咲かせ秋には長楕円の実をつけます。

### クヌギ



コナラに比べて灰褐色で、網目状の凸凹のある樹皮を持ち、曲がり少なくてスマートの伸びる木です。成長はコナラより早く、炭にもホダ木にも適します。木の実は丸く、「ドングリマナコ」の語源です。

### エゴノキ



木肌は黄褐色で、縦に不規則な褐色の細かい筋が見られます。冬、すでに枝の先端には芽(冬芽)が見られます。5月頃、白い花を枝一杯に咲かせる様子は森のシャンテアリアとも呼ばれます。

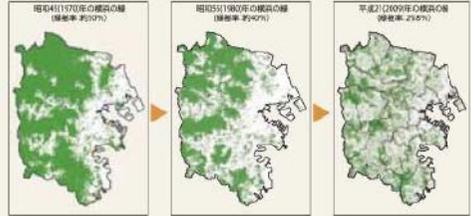
## 横浜の緑と市民の森



横浜の緑の量は、都市化とともに大きく減少してきたため、市では平成21(2009)年度から、横浜みどりアップ計画に基づき、市民の森の指定など、緑の減少に歯止めをかける取り組みを進めています。

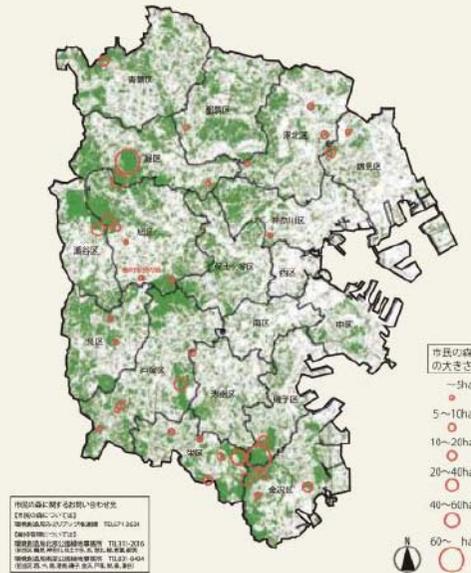
市民の森は、昭和46(1971)年度からスタートした横浜市独自の緑地を保存する制度です。指定された森は、緑を守り育てるとともに、憩いの場として利用できます。動植物を大事にしながら、散歩を楽しみましょう。

### 横浜の緑の移り変わり



### 市民の森分布図

市民の森:平成27(2015)年9月時点 緑地状況:平成21(2009)年時点



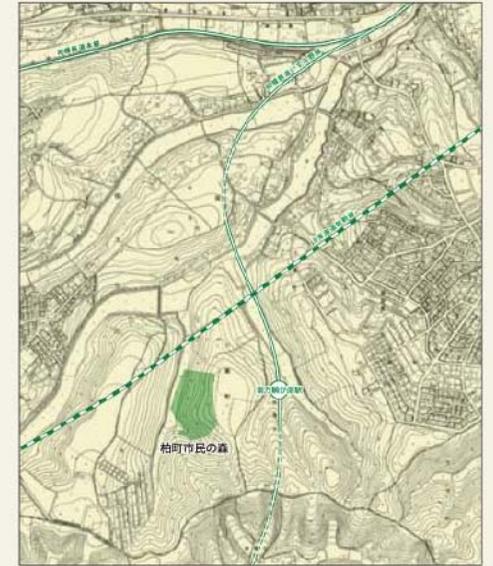
## 柏町の由来

柏町市民の森を含む地域一帯は、むかしは武蔵国都筑郡二俣川郷といわれ、明治になってから神奈川県都筑郡二俣川村となりました。昭和14(1939)年に横浜市保土ケ谷区二俣川町となり、昭和38(1963)年に二俣川町、小高町の各一部から分かれて、新しく柏町ができました。町名は字名の「柏葉谷」から「柏」を採って名付けられました。

※参考資料:わたしたちの町名がどう来たか(昭和14年度発行) 横浜市立万福寺小学校 横川の町史 / 横浜市民史

## 昔のまちの姿

柏町が生まれた頃の市民の森の辺りは、ふたつの住宅地の間に細くて浅い谷と小高い丘が広がっていました。関東地方の地名である谷戸と呼ばれた小さな谷には集落と水田があり、丘の上にはスギとヒノキの植林地が、雑木林と混ざりあうようにありました。



【昭和36(1961)年】縮尺:5000(横径約三千分一)地形図を縮小し、昭和36年の土地利用を基に、土地図面に、調査の経緯と柏町市民の森の位置を画入した。当地点での周辺は緑と水田であったことがわかります。傾斜、谷戸、水田、集落、水田、植林地が確認されています。

横浜市民の森管理センター(アピス)事務局 TEL:271-2624

## 森のかたち

柏町市民の森では、林内に残る道をはさんで、西側は水分の多い土を好むスギやヒノキを植えた常緑針葉樹林、東側はクヌギやコナラなどの落葉広葉樹林で占められた雑木林となっています。横浜市内でかつてはよく見られた樹林を、ここでは見ることができます。

### 案内図



## 森と人々の暮らし

横浜市内に限らず、昔から、スギやヒノキは、主に建築用材として用いるためによく植林されてきました。また、スギの葉は焚き付けとして重宝されました。

一方で、雑木林の木々は、定期的な伐採や下草刈りなど人の手が入ることによって維持されてきました。クヌギやコナラなどの樹木から薪や炭がつくれ、家庭の燃料として使われました。

集められた落葉からは堆肥をつくり、さらに、幹はシイタケのホダ木に、下刈りで集めた笹やツル植物は籠細工に、草花の煮汁は染料に使われることもありました。

このように衣食住にわたって森の木々は人々の暮らしと深い関わりを持っていました。

## 森の生き物たち

柏町市民の森は、春の野草や夏の昆虫、秋の紅葉、冬の野鳥など様々な動植物が四季を彩る身近な生物の宝庫といえます。この森は人々の暮らしが作りあげた貴重な自然環境です。



【イノア】 白戸の白菊などに多い大型のシダ。新芽の様子から「酒の手」とも付けられました。



【センマイ】 新芽がぐるりと巻いた様子から、その名が付けられたシダ。食用になります。



【タラシボスミ】 春の明るい緑や林縁に普通に見られる空色のスミです。



【ホウチャクソウ】 林の中や林縁に生えるユリの仲間。高さ約30cm。春に白い花をつけます。



【シロコメナ】 やや暗い林の中にも見られる秋の野菊。高さ50cm前後で、群生をつけます。



【マムシグサ】 やや暗い林に多いサイモの仲間。茎が紫色を帯びるマムシグサの群生が特徴です。



【ワコリ】 やや置つた場所を好む大型のユリの仲間。茎の下部に大きな葉をつけます。



【クダヒメ】 ここでは樹林保護区内のクダヒメの仲間。冬に多く、小・ホウキノキと混生します。



【メジロ】 目の周りの白い輪が特徴。「チー」と鳴きながら花の蜜や実などに好んで集まります。



【シジュウカラ】 高い声で「ツイーツイーツイー」などと繰り返します。秋は群れで行動します。

※平成26年時点に確認された生物です

【現況整理】

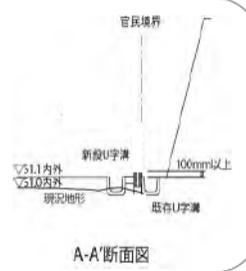
- ・約1.9haある緩やかな斜面の樹林地で、大きく分けて東側が雑木林、西側が針葉樹林です。少し鬱蒼としていて暗い印象ですが、動植物の貴重な生息場所となっています。
- ・道路からのアクセスが一方向のみです。
- ・樹林地の周囲には住宅・道路・調整池・池が隣接しています。

【整備方針】

- ・市民の森として今ある樹林地を守り育てながら、安全で快適に自然と触れ合える場所にします。
- ・防犯対策と動植物の保全を図るため、散策エリアと自然保護エリアに分けます。
- ・散策エリアでは、現在の地形を活かし、必要最小限の整備で散策路や休憩スペースを設置します。林内の雰囲気の変化が楽しめる2つの散策コースをつくります。
- ・自然保護エリアでは、原則的に立入りをご遠慮いただき、動植物の保全を図ります。

⑥排水設備

斜面下の住宅に沿ってU型側溝を設置し、雨水を公共下水道へ排水します。



①散策路

ロープ柵に沿って、自然のままの土の上を歩きます。



園路のイメージ

②階段入口

階段で森へ降りていく小さな入口です。

③メイン入口

広場Aまで車いすやベビーカーで入ることができます。

**工事期間(予定)**  
1期工事：平成26年12月上旬～平成27年3月中旬  
(樹木の整理と排水工事を行います。)  
2期工事：平成27年4月中旬～平成27年8月下旬  
(柵や園路などの施設整備を行います。)

④外周柵

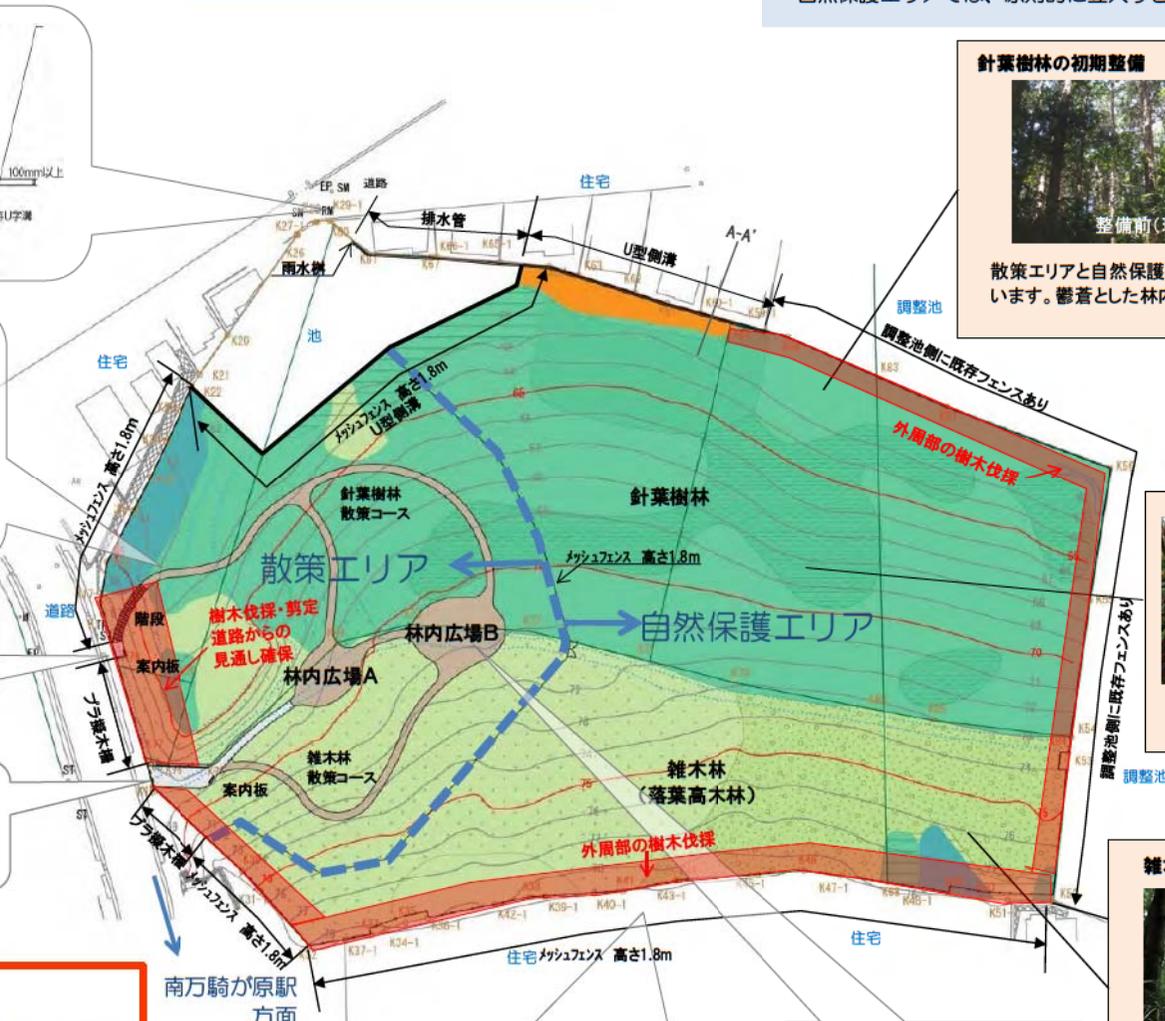
境界沿いに柵を設置します。



プラ掘木柵 メッシュフェンス 高さ1.8m

⑤林内広場

ベンチを設置し、散策のひと休みができます。雑木林と針葉樹林両方の季節の変化が楽しめます。



針葉樹林の初期整備



散策エリアと自然保護エリアの一部で、スギ・ヒノキの間伐・枝打ち・中低木の伐採を行います。鬱蒼とした林内を明るくすることで、シダ類などの様々な草本が生育します。



シダ植物の多い針葉樹林 (イメージ)

雑木林の初期整備



散策エリアと自然保護エリアの一部で、コナラ等の間伐や下草刈りを行います。林床に光が入り、草丈を低くすることで、多様な種類の草本類が現れます。